

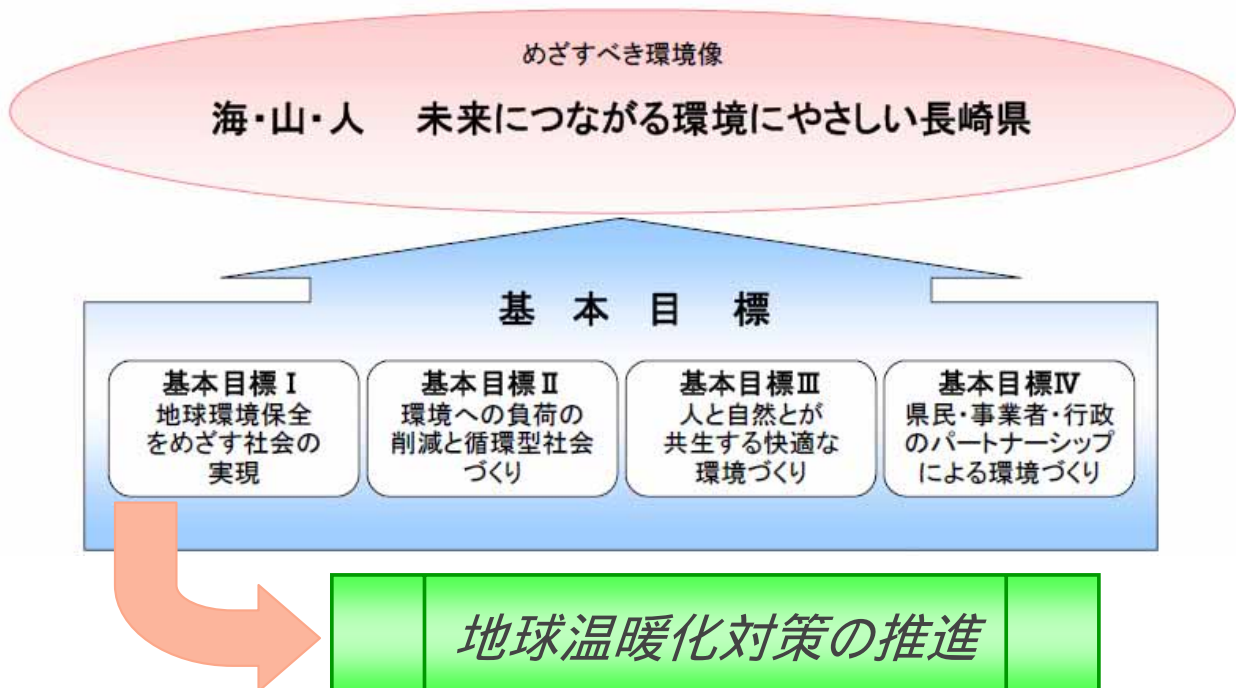
第3章

計画の目標

第1節 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第20条の3第3項に基づき、本県内で排出される温室効果ガスの排出抑制、吸収作用の保全強化のための総合的な対策を定めたものです。県は、長崎県環境基本計画に定めた、めざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向け、本計画に基づき、法に定める4つの義務的記載事項等に本県の自然的社会的条件を踏まえ、あらゆる分野から地球温暖化防止策を推進していきます。

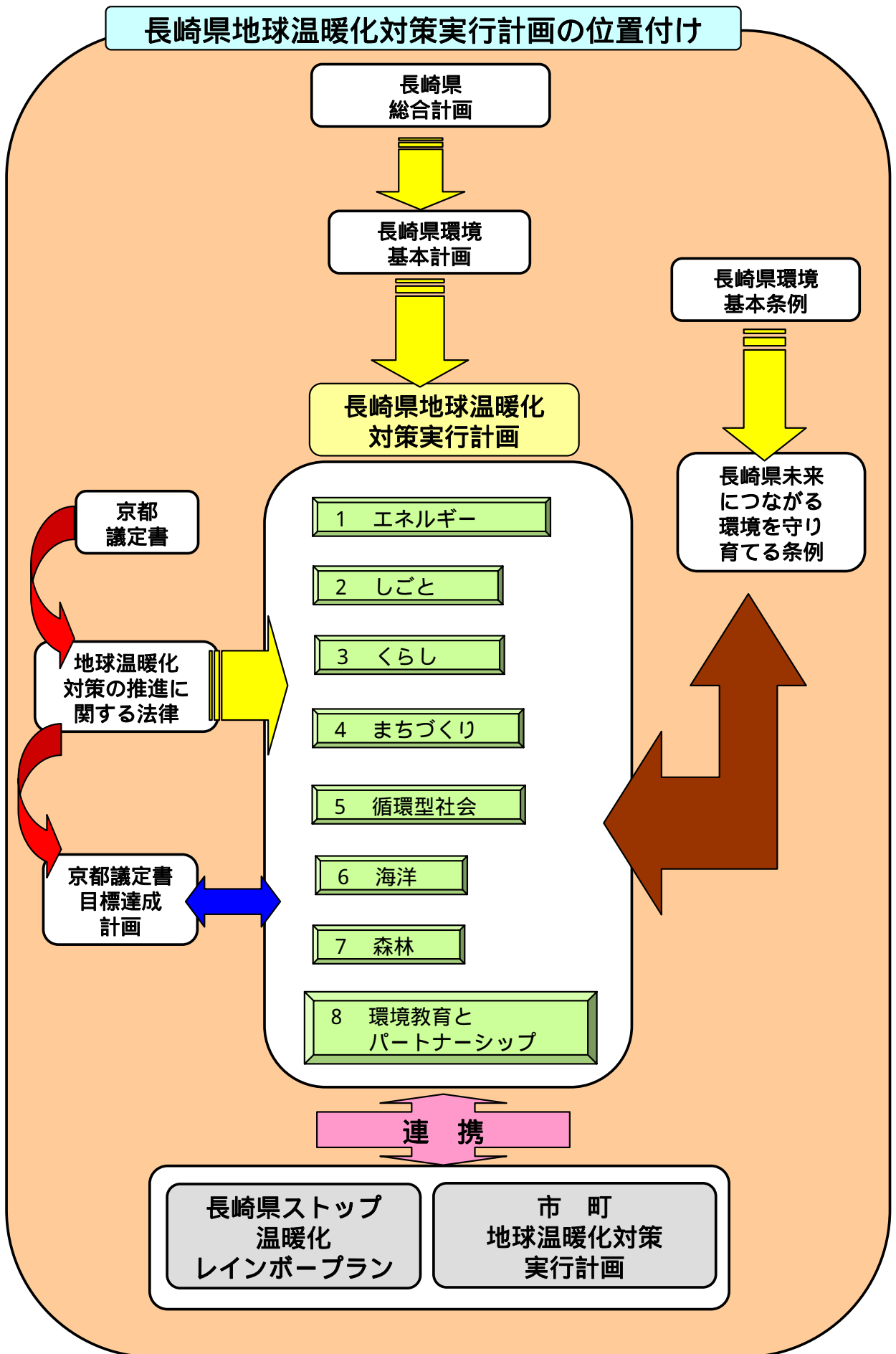
また、防止策と併せて、気温上昇、豪雨や少雨、海面水温や海面水位の上昇等、地球温暖化の影響と疑われる現象が及ぼす被害に対する適応（影響に対応した人間社会の調整）策についても推進していきます。



義務的記載事項：地球温暖化対策推進法第20条の3第3項第1号から第4号に定められた、地方公共団体実行計画に記載すべき以下の事項。

- (1) 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- (2) その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- (3) 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- (4) その区域内における廃棄物等の発生抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

長崎県地球温暖化対策実行計画の位置付け



第2節 計画の期間

計画期間は2013（平成25）年度から2020（平成32）年度までの8年間とします。
 なお、計画期間の中間年度である2017（平成29）年度中に見直しを行うこととしますが、中間年度以外においても、情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行います。

第3節 計画の対象

本計画の対象とする温室効果ガスは、京都議定書の対象となっている下表に記載された、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン3ガスの6ガスとします。

表 対象温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策	地球温暖化係数	
二酸化炭素（エネルギー起源）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど	1	
二酸化炭素（非エネルギー起源）	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセス、廃棄物の焼却から主に発生。	エコセメントの普及や廃棄物の排出抑制など	1	
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など	21	
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など	310	
代替フロン	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発包材などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等	数百～1万程度
	パーフルオロカーボン（PFC）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等	数千～1万程度
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス)機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体)製造プロセスでの回収や代替物質、技術への転換等	2万以上

第4節 将来目標

ここでは、めざすべき環境像の実現に向け、県民、事業者、NPO、行政などの各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、地域総ぐるみで地球温暖化対策を進めていくための温室効果ガスの削減目標を定めることとします。

削減目標の設定に当たっては、部門別目標や原単位目標などの定め方がありますが、この計画では「総量目標」を掲げることとします。

1. 削減目標の設定

「基準年度」については、京都議定書において「基準年度」となる1990年度とします。

「目標年度」については、計画期間の終期である2020年度を目標年度とします。

「削減目標率」については、国の第四次環境基本計画における、2050年までに80%削減するという国の長期目標を踏まえるものの、目標達成のための具体的な道筋が示されていないこと、本県独自に削減可能な排出量を慎重に推計した結果を勘案し、本県が設定すべき目標として、2020年度において1990年度比で森林による吸収量（3.3% 参考値）を含め13.4%削減するものとします。

なお、この目標値については、今後、策定が予定されている、国のエネルギー基本計画や県の再生可能エネルギー導入促進計画の内容を勘案し、適宜、必要な見直しを行います。

また、部門別に見ると排出見込量が現状値（2007年度）と比較すると増加しているものもありますが、東京電力福島第1原子力発電所の事故により、化石燃料による発電電力量が今後増加することが見込まれることが影響しています。

森林吸収量については、2013年度以降の国の取扱方針が定まっていないこと等から参考値として位置付けています。

目標

2020年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を
1990年度比で **13.4%削減** します。

第4節 将来目標

<表 部門別温室効果ガス排出見込量>

単位：万t-CO2

	1990年度（基準年度）		2007年度（現状）		2017年度（見直し年度）		2020年度（計画最終年度）		
	長崎県	全国	長崎県	全国	長崎県	全国	長崎県	全国	
	対策	基準年度比（%）	対策	基準年度比（%）	対策	基準年度比（%）	対策	基準年度比（%）	
エネルギー起源CO2	産業部門	140.5	48,200	133.1	46,700	133.4	43,162	133.5	42,100
	業務その他部門	183.2	16,400	206.0	24,300	212.9	19,300	214.9	17,800
	家庭部門	126.7	12,700	137.1	18,000	107.6	13,000	98.8	11,500
	運輸部門	234.2	21,700	260.7	24,500	198.2	20,808	179.5	19,700
エネルギー転換部門	131.8	6,790	131.2	8,290	130.3	7,067	130.1	6,700	
非エネルギー起源CO2（廃棄物部門等）	18.8	20,230	28.8	15,050	21.1	14,935	18.8	14,900	
メタン・一酸化二窒素・代替フロン等3ガス	96.5		77.2		65.5		62.0		
合計（ ）	931.7	126,020	974.1	136,840	869.0	118,271	837.5	112,700	
森林吸収量（参考値）	-	-	34.5	3,977	32.4	-	30.2	3,781	
合計（参考値を含めた試算値）	931.7	126,020	939.6	132,863	836.6	118,271	807.3	108,919.4	
					10.2	6.1	13.4	13.6	
					6.7	6.1	10.1	10.6	
					6.1	6.1	10.1	10.6	

2020年度全国値は、「2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会における議論を踏まえたエネルギー消費量・温室効果ガス排出量等の見直し 平成24年6月13日 国立環境研究所AIMプロジェクトチーム」における温室効果ガス排出量の予測値（慎重シナリオ 原発比率ケース15% 対策・施策ケース中位）を便宜上使用した。

2020年度における長崎県の部門別「対策」値（排出見込量）は巻末資料の試算結果（削減効果）を2007年度（現状）における長崎県の実績値から差し引いたものをベースに設定した。

現状値は、把握できる直近の実績値とするが、2008及び2009年度についてはリーマンショックによる景気の悪影響を多大に受けていることから、比較的平年時に近い値として2007年度の実績値を現状値とした。

森林吸収量については、2013年度以降の国の取扱方針が定まっていないこと等から参考値として位置付けた。また、2020年度における全国値（3,781）については「革新的エネルギー・環境戦略」に記載された目標値（3%）に基づき算定した。